【議事録】

実施日時　　令和８年１０月２１日（水）から１１月４日（水）まで（書面開催）

会議名	令和８年度第３回 八潮市地域福祉計画推進委員会会議	実施場所	―
目的	■進捗会議　□説明会　□研究会　□レビュー　□Ｑ＆Ａ　□打ち合わせ　□その他		
件名 議題	１　議事 ⑴　第４期八潮市地域福祉計画（素案）について ⑵　令和７年度八潮市地域福祉計画事業評価調書について ⑶　令和８年度八潮市地域福祉計画実施計画調書について	資料	有■ 無□
提供 資料	・次第 ・資料１－１「第４期八潮市地域福祉計画（素案）」 ・資料１－２「会議後の対応について」 ・資料２「令和７年度八潮市地域福祉計画事業評価調書」 ・資料３「令和８年度八潮市地域福祉計画実施計画調書」	傍聴者数	―

内容

議事概要

(1)第4期八潮市地域福祉計画(素案)について

質疑応答

（　委員長　）

17 ページの高齢者世帯の推移の表について、総世帯数の記載があり、23 ページにも同様に世帯の総数が記載されているが、世帯数が一致していないのはなぜか。

（　事務局　）

国勢調査における世帯の総数については、一般世帯と施設等の世帯に分かれており、施設等の世帯は、老人ホーム等の施設に入所している方や、病院に長期入院している方などとなっている。

17 ページの高齢者世帯の推移の表の総世帯数は、一般世帯及び施設等の世帯となり、23 ページの世帯の総数は、一般世帯のみとなっている。誤解が生じないよう、表記を修正する。

（　委員長　）

第２章全体として、グラフの凡例が見にくいなど、見やすくなるような工夫があるとよい。また、18 ページの文章中、全国や埼玉県の数値を入れるとわかりやすいのではないか。

（　事務局　）

意見のとおり修正する。

（　委員長　）

事業３の福祉サービス利用援助事業について、「判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある人等」とあるが、身寄りのない高齢者は含まれるか。

（　事務局　）
福祉サービス利用援助事業は、埼玉県社会福祉協議会からの委託事業である。県社協の定める事業対象者は、身寄りのあるなしに関わらず、「判断能力の不十分な」方で、制度の利用を希望し、契約行為が行える方とされる。よって、「判断能力が十分な」身寄りのない高齢者である場合は制度対象外となる。
身寄りのない高齢者への支援については、2026 年６月成立の改正社会福祉法を鑑み、事業内容を県社協が検討しており、今後２年以内を目途に実施される見込みである。

（　委員長　）
61 ページ、事業番号１の任意事業について、「任意事業」という事業名称でよいか。

（　事務局　）
任意事業という事業名称である。

（　委員長　）
79 ページ、各主体とし整理した場合、(1) 市民→ (2) 民生委員・児童委員→ (7) 活動団体→ (4) 社会福祉協議会→ (6) 福祉事業者→ (5) 行政→ (3) 関係機関の順としてはどうか。

（　事務局　）
５ページにおける協働のイメージをベースとして、(1) 市民→ (2) 民生委員・児童委員→ (3) 関係機関→ (4) 社会福祉協議会→ (5) 行政→ (6) 福祉事業者→ (7) 活動団体の順で統一している。

（　委員　）
私は第２層協議体（西部）に入っており活動している。この協議体は社協が主体となっていることは知っているが、この活動と第４期八潮市地域福祉計画との関連がわからない。この活動も大事な地域づくりだと思う。

（　事務局　）
第２層協議体については、生活支援体制整備事業により設置されるもので、地域づくりの大切な活動の１つとして認識している。そのため、第４期八潮市地域福祉計画では、基本目標１、施策の柱２に「生活支援体制整備事業」を位置づけ、第３期計画に引き続き、取り組んでいくこととしている。

（　委員　）
私は長年、民生委員・児童委員を委嘱されているが、91 ページの⑫の調査結果には驚いた。
担当地区の民生委員・児童委員を 81.8%の人が知らないという結果に自分の活動が「まだまだなんだよ！」と言われた気がした。

（　事務局　）
第４期八潮市地域福祉計画では、基本目標２、施策の柱２に「民生委員・児童委員協議会補助事業」を位置づけている。当該事業の取り組みの中で、民生委員・児童委員の周知に努めていく。

（2）令和7年度八潮市地域福祉計画事業評価調書について
質疑応答

意見なし

（3）令和8年度八潮市地域福祉計画実施計画調書について
質疑応答

意見なし